



第4号様式

流ク第747号

令和8年3月26日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和8年2月19日付け、流監第144号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和8年2月19日・流監第144号		
監査の種類別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
環境部クリーンセンター	意見	<p>検知器については、購入時点から複数年経過したものが使用されていた。測定結果の正確性の保証については、製品により使用年数・回数に限りがあることから仕様の確認を行い、適宜、機器の更新に努められたい。</p>	<p>アルコール検知器については、使用期限等を確認し、正確な測定結果が保証されているアルコール検知器に更新しました。今後も適正に機器の更新を行います。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。